

令和8年度安城市奨学生審査委員会次第

日 時 令和8年8月6日（木）

午後1時30分～

場 所 教育センター2階会議室

1 教育長あいさつ

2 委員長、副委員長の選出について

3 委員長あいさつ

4 議題

（1）令和8年度安城市奨学生の認定について

ア 安城市奨学生認定基準について……………2ページ

イ 継続申請者の認定選考について……………3ページ

（ア）令和6年度認定の継続申請者

（イ）令和7年度認定の継続申請者

ウ 新規申請者の認定選考について……………6ページ

（2）令和9年度安城市奨学生認定基準について……………別冊

5 その他

令和 8 年度 安城市奨学生審査委員名簿

氏 名	職 名	備考
石川 良一	教育長	
加藤 滋伸	教育長職務代理者	
久恒 美香	教育委員会委員	
深津 敦司	教育委員会委員	
松林 亜紗子	教育委員会委員	
佐々木 亨	安城高等学校長	
橋本 具征	安城農林高等学校長	※新任
加藤 由布子	安城東高等学校長	※新任
杉野 正彦	安城南高等学校長	※新任
熊谷 誠人	安城学園高等学校長	
原田 正樹	小中学校長会中学校部会長（東山中学校）	※新任
篠田 雄介	安城市小中学校 P T A 連絡協議会副会長	※新任

安城市奨学金支給条例及び同施行規則抜粋

安城市教育委員会

＜安城市奨学金支給条例＞ 最終改正：令和4年12月23日

（趣旨）

第1条 この条例は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項の規定に基づき、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対して、必要な資金（以下「奨学金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（奨学生の資格）

第2条 奨学金の支給を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）本市に在住する者
- （2）高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）に在学する者又は中等教育学校の後期課程に在学する者
- （3）学力優秀で、心身ともに健全かつ志操堅実な者
- （4）他の奨学金を受けていない者
- （5）経済的理由で修学困難な者

（奨学金の額）

第3条 奨学金の額は、1人月額9,000円以内とする。

（支給期間等）

第4条 奨学金の支給期間は、支給を開始したときから奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）が在学する学校の正規の修業年限を終了するまでの期間とする。

2 奨学金の支給を受けた月数の合計が48月を超えた者には、奨学金を支給しない。

（審査委員会）

第5条 奨学生の決定のため、安城市奨学生審査委員会を置く。

（異動の届出）

第6条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、父、母その他これらに準ずる者（以下「父母等」という。）1人の連署の上当該各号に該当することとなった日から20日以内に、在学する学校の校長を経て安城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。

- （1）休学、復学、転学又は退学をしたとき。
- （2）他の奨学金又は学資を受けるようになったとき。
- （3）本人又は連署した父母等の現住所に異動があったとき。
- （4）その他重要事項に異動があったとき。

(支給の停止)

第7条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金の支給を停止する。

(支給の廃止)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 退学したとき。
- (2) 学業成績又は操行が著しく不良となったとき。
- (3) 他の奨学金を受けるようになったとき。
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (5) その他奨学生として適当でなくなったとき。

(奨学金返還の免除)

第9条 奨学生は、奨学金を返還する義務を負わない。ただし、不当な支給を受けたときは、返還しなければならない。

<安城市奨学金支給条例施行規則> 最終改正：令和5年6月30日

(奨学金の支給)

第2条 (省略)

2 奨学金は、毎年9月及び12月にそれぞれ6か月分を支給する。

(申請の手続き)

第3条 (前略) 特別な理由がある場合は、当該申請期間にかかわらず、その都度申請することができるものとする。(後略)

(審査委員会)

第4条 条例第5条の安城市奨学生審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、次の者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育委員会委員
- (3) 市内公立高等学校校長
- (4) 市内私立高等学校校長
- (5) 市小中学校長会中学校部会長
- (6) 市PTA連絡協議会を代表する者

第5条 審査委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は会議の議長となり、会務を処理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

安城市奨学生認定基準

1 人物について

学習活動、その他生活全般を通じて、態度、行動が奨学生にふさわしく、将来良識ある市民として活動できる見込みのある人物であること。

2 健康について

修学に十分堪え得る健康を保持していること。

3 学力及び素質について

高等学校の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.2 以上である者のうち、旺盛な学習意欲を持ち、今後さらに向上が期待できる者。（高等学校における学習成績が未評定である場合には、中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.2 以上であること。）

ただし、前年度において奨学生として認定されている者については、評定が 3.2 未満であっても学業に専念できない理由のある場合、または奨学生審査委員会の承認のある場合は、この限りでない。

4 家計の状況について

愛知県高等学校等奨学金の経済的要件に準ずる。（父母等の市町村民税所得割の課税総所得金額の合計額から一定額控除（*）後の額が 230 万円以下の方。）

（*）父母等の扶養親族のうち、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日時点で 0 歳～15 歳の方一人につき 33 万円、16 歳～18 歳の方一人につき 12 万円を課税総所得金額から引く。

5 中途採用の取扱いについて

当該年度の途中で申請書の提出があり、奨学生として認定された場合、奨学金の支給開始月は申請月の翌月とする。

6 他の奨学金の取扱いについて

愛知県その他の団体から奨学金等を受けている場合は、奨学生として認定しない。ただし、就学支援金等の授業料に充てられる費用については奨学金に含めない。

参考 奨学金受給者数の推移

単位：人

年度	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生以上※	計	備考
H6	5	8	5		18	実績
H7	8	10	8		26	実績
H8	3	6	10		19	実績
H9	7	3	9		19	実績
H10	7	12	4		23	実績
H11	8	10	12		30	実績
H12	10	9	11		30	実績
H13	5	12	11		28	実績
H14	8	7	12		27	実績
H15	11	10	9		30	実績
H16	6	12	11		29	実績
H17	8	11	10		29	実績
H18	4	8	10		22	実績
H19	16	10	13		39	実績
H20	7	24	11		42	実績
H21	13	16	25		54	実績
H22	10	25	22		57	実績
H23	6	19	23		48	実績
H24	9	22	13		44	実績
H25	11	15	21		47	実績
H26	6	25	16		47	実績
H27	18	18	25		61	実績
H28	8	33	22		63	実績
H29	15	34	35		84	実績
H30	14	34	38		86	実績
R1	8	20	33		61	実績
R2	14	26	23		63	実績
R3	8	25	36		69	実績
R4	6	22	23	1	52	実績
R5	12	27	30	0	69	実績
R6	8	26	36	0	70	実績
R7	9	38	30	0	77	実績
R8	18	38	42	0	98	申請

※定時制・通信制は正規の修業年限がないため4年生以上の申請可能(条例第4条第1項)

ただし支給月数が合計48月になるまでのみ(条例第4条第2項)